大溝の水辺景観	滋賀県高島市	滋賀県高島市勝野の一部 一級河川琵琶湖及び瀬戸川の各一部 備考　地域に関する実測図を滋賀県教育委員会及び高島市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	一三八四・一ヘクタール
三角浦の文化的景観	熊本県宇城市	熊本県宇城市三角町三角浦の一部 右の地域に接する海域の一部 備考　地域に関する実測図を熊本県教育委員会及び宇城市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	一〇七・一ヘクタール

○文部科学省告示第五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百三十四条第一項及び第百三十五条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要文化的景観に同表中欄に掲げる地域を追加して選定するとともに、同表下欄に掲げる地域を解除したので、同法第百三十四条第二項及び第百三十五条第二項において読み替えて準用する同法第百九条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十七年一月二十六日

文部科学大臣　下村　博文

上欄		中欄			下欄		
名称	関係告示	所在地	地域	面積	所在地	地域	面積
宮津天橋立の文化的景観	平成二十六年文部科学省告示第四十二号	京都府宮津市	京都府宮津市字文珠の一部 備考　地域に関する実測図を京都府教育委員会	一五八・七ヘクタール	京都府宮津市	京都府宮津市字文珠の一部 備考　地域に関する実測図を京都府教育委員会	九・五ヘクタール

○文部科学省告示第六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百三十四条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要文化的景観に同表下欄に掲げる地域を追加して選定したので、同条第二項において読み替えて準用する同法第百九条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十七年一月二十六日

文部科学大臣　下村　博文

上欄		下欄		
名称	関係告示	所在地	地域	面積
一関本寺の農村景観	平成十八年文部科学省告示第百二十一号	岩手県一関市	岩手県一関市厳美町字駒形、字沖要害、字若神子及び字下真坂の各一部 備考　地域に関する実測図を岩手県教育委員会及び一関市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	六・七ヘクタール

○文部科学省告示第七号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百十条第五項の規定に基づき、独立行政法人大学評価・学位授与機構から、平成十七年文部科学省告示第三十一号で公示した独立行政法人大学評価・学位授与機構の短期大学の認証評価の業務の廃止の届出が平成二十四年一月二十四日付であったので、同条第六項の規程に基づき公示する。

平成二十七年一月二十六日

文部科学大臣　下村　博文

○文部科学省告示第八号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百十条第二項に基づき、認証評価機関の認証をしたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十七年一月二十六日

文部科学大臣　下村　博文

名称及び事務所の所在地	役員の氏名	評価の対象	大学評価基準	評価方法	評価の実施体制	評価結果の公表の方法	評価の周期	評価に係る手数料の額	認証の日付
財団法人大学基準協会 東京都新宿区市谷砂土原町二丁目七番地十三号	会長 納谷廣美 副会長 黒田壽二、齋藤康、鈴木典比古、中村信一、八田英二、矢田俊文 専務理事 田中昭一 理事 浅原利正、有川節夫、蟻川芳子、植木俊哉、大山喬史、勝野眞吾、川口清史、楠見晴重、小出忠孝、	専門職大学院のうち公衆衛生分野の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況	財団法人大学基準協会の定める「公衆衛生系専門職大学院基準」（平成二十二年十一月十九日決定）による	財団法人大学基準協会の定める「公衆衛生系専門職大学院認証評価に関する規程」（平成二十二年十一月十九日決定）による	財団法人大学基準協会の定める「公衆衛生系専門職大学院認証評価に関する規程」（平成二十二年十一月十九日決定）による	財団法人大学基準協会の刊行物への掲載、インターネットの利用等による	五年以内ごと	一専攻あたり三百十五万円（消費税込）	平成二十三年七月四日